

沿岸広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年1月30日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 路線名 大槌小鎚線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 上閉伊郡大槌町大町47番1地先から須賀町107番地先まで
  - (2) 上閉伊郡大槌町上町38番地先から204番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成27年1月30日から同年3月2日まで